

信州大学全学教育センターと佐久市との連携に関する覚書

信州大学全学教育センター（以下「甲」という。）と佐久市（以下「乙」という。）は、甲が開講する授業科目「情報学入門／データから見る長野県ゼミ」の授業（以下「授業」という。）を、両機関が連携・協力して実施することについて、以下のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 本書は、授業を通じて甲における共通教育の充実を図るとともに、両機関が連携・協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） 授業を担当する者の派遣及び受入れに関すること。
- （2） 授業を実施するために必要な施設の提供及び経費の負担に関すること。

（個人情報の保護）

第3条 両機関は、当該授業科目の授業を実施する際に知り得た個人情報について、本書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本書の有効期間は、令和6年4月1日から3年間とする。ただし、当該期間における連携・協力事項の実施評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（雑則）

第5条 授業の実施については、甲乙がそれぞれ規定する事項及び本書によるほか、本書に定めのない事項については、両機関による協議の上、別に定めるものとする。

以上のとおり、甲と乙の合意が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月15日

甲 松本市旭3丁目1番1号  
信州大学全学教育センター

高野 嘉寿彦



乙 佐久市中込3056

佐久市

佐久市長

柳田 清二

